

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和2年10月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(般 01)	第9719号	(有) 金丸組	金丸 泰久	浜田市日脚町1 3 3 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和2年10月5日
2	島根県知事許可	(般 28)	第8738号	山本左官工業所	山本 秀樹	隠岐郡隠岐の島町有木堂田2 5 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和2年10月15日
3	島根県知事許可	(特 01)	第7654号	(株) あおき	知野見 義博	大田市大田町大田口9 8 4 - 5	許可を受ける全ての建設業	令和2年10月26日
4	島根県知事許可	(般 29)	第3462号	第一建設(有)	表 輝夫	邑智郡川本町因原1 8 3 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和2年10月26日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般特 28)	第797号	浜田電気工事(株)	中芝 繁夫	浜田市殿町5 1 - 2 2	管	令和2年10月29日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業